

令和6年 第3回全員協議会会議録

令和6年2月9日 議員控室

○事 件

町長報告事項

(1) 鉛川観光施設関連について (商工観光労政課)

○出席議員 (14名)

議長 千 葉 隆 君
赤 井 睦 美 君
横 田 喜世志 君
関 口 正 博 君
倉 地 清 子 君
牧 野 仁 君
斎 藤 實 君

副議長 黒 島 竹 満 君
佐 藤 智 子 君
大久保 建 一 君
宮 本 雅 晴 君
三 澤 公 雄 君
安 藤 辰 行 君
能登谷 正 人 君

○欠席議員 (0名)

○出席説明員 (5名)

町長 岩 村 克 詔 君
総務課長 竹 内 友 身 君
商工観光労政課長補佐 南 川 隆 雄 君

副町長 成 田 耕 治 君
商工観光労政課長 井 口 貴 光 君

○出席事務局職員

事務局長 三 澤 聡 君
庶務係長 菊 地 恵梨花 君

事務局次長 成 田 真 介 君

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） それでは、理事者のほうから全協開催ということで、前回の全員協議会で協議されたおぼこ荘の関係についてご報告よろしくお願ひいたします。

◎ 町長報告事項

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この、おぼこ荘の件に関しましては、商工課のほうで契約書に則って協議してまいりまして、その旨、常任委員会、また全協に報告してですね、上程しようとしたところですが、全協のほうからですね、これらが認められないということで、おぼこ荘にその旨説明してきましたので、担当者から説明をさせます。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 座って説明させていただきます。

まず説明に入る前にですね、これまで常任委員会でいろいろ議論をしていただきましたが、その中で特に契約書の取り扱い、これについて疑義があるといったことで常任委員会で議論をしていただいていた。

それで、商工観光労政課としては、根拠を示しながら説明をしてきたつもりでおりますが、その内容についてですね、疑義が解消されないということでありましたので、町の顧問弁護士のほうにその取扱いについて町の展開として正しいのかどうかを確認させていただいたところであります。

その結果について、まずご報告申し上げたいと思いますが、まず一番最初に売買契約と賃貸借契約の解釈のことについて、議論を相当長くしていただきましたが、その部分については現在町としては賃貸借契約をしている状況でありますので、確かに残存価格を毎月貸付料を決めて支払っていただいたあとに譲渡すると、そういう契約になっておりますが、これが売買契約にあたるというご主張をいただいていたので、その部分については売買契約ではなく賃貸借契約であるということで弁護士のほうから見解をいただいているところでございます。

それから先ほどの売買契約であるので、町が修繕することに関してはそれはできないだろうって議論もしていただいておりますが、その部分についても確認しております。

それで弁護士の見解としては、現時点、今の段階では所有権を貸主に譲渡する条件は成就していないと。全部支払っておりませんので、所有権は町にあるということで、八雲町は貸付期間中は修繕義務を含めて賃貸借契約上の借主としての義務を負うと、こういった回答をいただいております。

そういったことで常任委員会でもご説明したとおり、町は必要な修繕をこれまでもしている。これは契約に基づいてしているという状況でございます。

それから契約の期間であります。これについては契約の期間をたとえば延長するって扱いについては、現在、定期賃貸借契約って契約を結んでいて、これは借家法に基づく契約でありますけれども、これについては以前からご説明したとおり、更新はできない契約であります。ただし更新は

できませんが、契約期間の翌日をしきとして新たな契約を結ぶことができる。この考え方については間違いはないという回答をいただいております。

またさらに必要があつてですね、双方協議のうえ、この契約期間を変更する延長するという取り扱いになりますが、これについては借地借家法の中ではそれはできないという規定はありませんので、その部分については双方協議のうえ契約期間を延長すること、変更契約になりますが、これは可能となります。といった回答もいただいている状況ですので、まずはそちらの内容をご報告させていただきたいと思ひます。

それでは続きまして、1月31日に開催された全員協議会においてご提案いただきました内容について事業者に2月1日に説明を行ったところですので、そちらの内容についてご報告いたします。

議会から提案を受けた内容については、一つ目として、レクリエーションセンターは、現在の賃貸借契約に基づいて譲渡すること。

二つ目として、泉源、浄水及び温泉設備は現状のまま譲渡すること。ただし、維持管理経費として10年程度を基本として助成金により対応する。という内容でございました。この提案内容について検討した結果について事業者から回答をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

一つ目、レクリエーションセンターの取り扱いについての回答であります。レクリエーションセンターについては、施設内の不具合箇所の修繕及び改修が必要であることについて、前担当課長の時代から説明をしており、現担当課長へも引き続き説明をしておりますが、町の事情で修繕及び改修を先送りしている状況にあることから、譲渡前に町の責任において必要な修繕及び改修をお願いしたいとのこととあります。

このため、現在の契約が令和6年3月31日に期間満了となりますが、修繕及び改修が完了するまでは、現在の賃貸借契期間の延長をお願いしたいとのこととあります。

二つ目、泉源、浄水及び温泉設備の取り扱いについての事業者からの回答であります。泉源、浄水及び温泉設備については、現状どおり町が所有、管理をしていただき、安全な水と温泉を供給願いたいとのこととあります。

三つ目、自費にて対応した事項の補償について、これは事業者から求められた内容であります。

老朽化対策事業補助金が議会で可決されましたので、解体設計と改築設計に着手し、これと同時に改築に必要な地質調査を自費にて実施したところとあります。

このたび老朽化対策事業補助金による改築ができなくなりましたので、自費にて対応した地質調査料19万円、解体設計契約印紙代2,000円、改築設計契約印紙代1万円、合計20万2,000円は損失となっているので補償を求めますということとあります。

以上が事業者からの回答であります。

これを受けて、泉源、浄水及び温泉設備の維持管理に係る経費と、求められている損失補償については、令和6年第1回定例会において予算補正にて対応することで考えているところとあります。

また、新たな問題が発生しましたので、ご報告申し上げます。

2月7日事業者から電話連絡がありまして、給湯ボイラーの給水管の老朽化に伴う漏水の影響から、ボイラー燃焼頻度が高まり、燃料費が高額となっているとの申し出がありました。

給湯ボイラーと給水管の老朽化に関しては、平成 27 年から改修の要望を毎年受けておりましたが、これを先送りしてきた経緯がございます。状況を確認しながら必要な対応をしてみたいと考えておりますので、併せてご報告いたします。以上、説明といたします。

○議長（千葉 隆君） それでは皆さんのほうから今ご報告を受けましたことについてご意見あるいは質疑を受けてみたいと思いますが、ございませんか。

整理したら、議会のほうは水源と泉源については提案したんですが、そこについては引き続き町が所有をして維持管理費についても町が負担してほしい。それとこれまでの補償というか 20 万ながしは町が履行できない部分ですので、当然その部分についても補償することは当然だと思います。

それと今、早急なボイラーの補修、それから契約に基づく改修についても顧問弁護士さんから町の責任において改修しなければならないという見解をいただいていると、よって大きな問題、終点というか絞れば契約期間が 3 月 31 日までですので、その契約に基づいて修繕をしてほしいという要望というか考えをおぼこ荘側で提案してきたということですね。

それは提案したことについて町も顧問弁護士さんに相談しているから、当然そういう同じ考えであるというふうに理解していただければと思うんですけども、そういうことですよね。

要するに、定期借家契約に基づいて、その中には修繕の項目があります。それで修繕の中でメンテナンスの部分だとかも含めて軽微な部分については、おぼこ荘の負担の、最初から項目もあります。それ以外のことについて修繕を町が行いたいと、その部分では直前の課長さんのときに一旦ある程度精査をしてまとめて今の現課長に引き継いでいると。

ですから、契約に基づいて今までも修繕をしてほしいということをおぼこ荘に言われてたんですけども、それを線源と水源の関係もあるから、全体で協議する中身の中に入れていって、それが整わなかったから先伸ばしてわけではないけれども、合意に至らなくて今まで来てるという説明だと思うんです。

ここの部分だけちょっと皆さんに理解してもらわなければ、質疑というかできないと思うんですけども、このことについて理解というか、質疑はありませんか。

○議員（斎藤 實君） はい。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○議員（斎藤 實君） この前、点検か報告をやっていたことが、今説明して誰も意見がないというの、これもまたおかしいんじゃないかなって感じもしてるんですけども。ちょっと待って、そこでね、あの。

○議長（千葉 隆君） 今言ったの、町側の説明をしてるんだよね。

○議員（斎藤 實君） そこでね、僕前回の全協が終わったあと三澤事務局長におぼこ荘の条例廃止、それいつ頃やっていたの、我々議員になってから聞いたことないんですけどもということちょっと調べてもらったら、17 年の 6 月の定例会に、第 2 回の定例会において町営おぼこレクリエーションセンターの条例を廃止するって条例を提案しているんですね。

そこで文面ちょっと長くなるので、本条例は鉛川観光施設の管理運営方法の変更による町営おぼこ荘の民営化に伴い、町営おぼこレクリエーションセンターについても、民間による管理運営を任せることがより効率的な運営が図られることから、有限会社ひらたに有償で対応するため、行政財

産から普通財産に切り替える必要があり、今回町営おぼこレクリエーションセンター条例を廃止しようとするものでございます。

問題はですね、これ15年間としているんですけれども、そこでですね、対応期間中の管理運営については、有限会社ひらたにおいて対応することとし、施設が町の施設という施設の大規模な改修や設備の改修については、町が行うこととしてございますということで、そしてこの条例は17値縁の9月1日から施工しようとするものでございます。

こういうようにして、条例説明を当時の議会6月16日の第2回の定例会に説明しているんですね。それでこれは今ここにいる人は誰もこの条例のときには参画していないんですね。

(何か言う声あり)

○議員(斎藤 實君) それでこういうふうにしてその後僕もちょっとある人に売買とそれから貸与とどのように財産区分が違いますかと言ったら、先ほど課長が説明したことで説明を受けました。

それでどこにもこれまでの1月のときにも出ていましたが、売買の話っていうのは、出てないんですよね。賃貸契約があくまでもずっときてるんですよね。それで賃貸契約だというと、やはりその財産は町側にあるという判断なんですね。

やはりこれこういうことがひらたさんに相手側に知っているのであれば、町でやっぱりある程度求めるものは町に求めてくるのかなって感じはわたしは受け止めました。

ですから、多少のことはある程度金額は書いておりませんので、大規模改修までっていうふうな議会に説明されているんでね、どこまでそれを我々が当時知らない我々が認めていけばいいのかなってことが最大の焦点になるんじゃないかなと。まったく民間施設ではないということだけははっきりしているのではないかなというふうに思うんですけれども。

○議長(千葉 隆君) 斎藤議員さんの意見としては、結果的に契約に基づいた大規模改修なのか、小規模改修になるのか、金額は別にしても改修の責務を契約に基づいて行うべきだって意見ですね。それで質問はないんですね。意見だけね。

○議員(斎藤 實君) はい。

○議長(千葉 隆君) ほかに。

○議員(関口正博君) はい。

○議長(千葉 隆君) 関口さん。

○議員(関口正博君) 今回のおぼこ荘さんの要求に対しまして、町として取るべき対応というのは要はおぼこさんの言うような対応で現在はいこうとしているのかというところの確認をさせていただきます。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) これについてはですね、町としたら当初のですね、やはり先ほど契約書に合ったとおりですね、水と線源を未来永劫、町が維持するということは私はかなりの費用が掛かるだろうということを考えてですね、おぼこ荘と担当課を通じながら交渉してきたということであります。

今回ですね、議会からそうはいかないということでもありますので、おぼこ荘の意見も尊重しながらですね、また議会の皆さんの意見を聞かないとですね、予算は通りませんので、今日は議員の皆様

さんの意見を聞きながらですね、またおぼこ荘と町とすり合わせながら、また委員の皆さんに提案を申し上げて上程したいという思いであります。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 今回、3月31日で契約が切れてまた新たな契約提起ですから、また新たな契約ということになるんでしょう。このことに対して町としてですね、ここでしっかりと契約を打ち切るということを前提に様々な申し出をおぼこ荘さんにもしてきたということですが、議会としてはその下したということなんです、契約を切るための話し合い、おぼこ荘さんの話ばかりではなくて、こちら側からのあくまでも契約は3月31日で、今、斎藤さんが言っていた細かい条文があるにせよ、その時点では精算をして無償譲渡というのも契約書に同時に書かれていることかと思いますが、それをどう捉えるかはやはり町側もしっかりとした判断というか、今聞いていてもですね、どうも最初から感じるのは、あまりにもおぼこ荘さん側に配慮した中での話の始まりと交渉とってことにしか僕は思えないんですね。

この契約書なんかも今まで何回か書き換えられておりますが、最終的におぼこ荘さんに有利なような契約に書き換えられてきてる。これは双方同意のもとでハンコを押していますので、議会に報告があろうがなかろうが、契約書としては有効なものだとは思いますが。

いずれにしても町側としてもうちょっと毅然とした態度で、何を守ろうとしているのか、僕はおぼこ荘さんの財産ではなくて、いくらかでも当然町民の財産を守るという部分に建つとするなら、もう少し金額なりなんなりというものも考え方、おぼこ荘さんに寄ったものではなくて、もうちょっと減額するような考え方を持つべきだったのではないかと思うんですが、町長はもちろん、これまで課長からはいろいろな説明を受けてまいりました。かたくなにそこは答弁にブレはなかった。

町長として、この件を要は解決するにあたって、町長は何を。きっと課長は交渉の最前線にいた方ですから、様々な思いの中で我々にブレずに最後まで提案してきたんでしょうが、町長は結局どうしたかったというか、私は会議の中で申し上げましたが、この施設に僕は公益性はないと申し上げました。公益性がないからお金を出す必要はないと申し上げました。

町長、その辺の見解についてね、どう思いますか。これは、そこまで課長、町側が申ししたままの要求で進めるべきだって判断ですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） あくまでも契約書ありますので、契約書のとおりですね、交渉してきたと。ただ、私は一番危惧していたのは、先ほど言っているとおり、水と温泉をずっと町のもので維持していくには、未来に対しての負になる可能性があるんで、おぼこ荘さんと課長に打ち合わせしながら私は最初の提案が一番いい方法だろうということで提案申し上げたことに変わりはない。

ただ、こういうことになりましたので、おぼこ荘さんともまた議員の皆さんの意見を聞きながらですね、またおぼこ荘さんと交渉して、なんとかお互いに要方法を探りだして、また議会からも承認させていただけるような提案をしていかなければならないと今思っています。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 率直な意見として、私はここで契約を延長するというのは、また同じ繰り返しになるだろうと。もちろん議会で様々な意見が出た中で苦渋の選択になる可能性があるのは十分承知しますが、何でそこで強硬に町として、まず一旦ここで契約を打ち切らせてくれと申し上げられないのかなって思うんですね。

もちろん相手側の要求はそういうものであることは、それは理解します。当然おぼこ荘さんだっ
て求めたものがそういう計画した中で進んできた中で止められるということですので、ただ一方で
こちらは甲側の契約者ですから、逆に契約をここでしっかりと切るって要望はできないもんなん
ですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 関口議員がおっしゃる部分は理解します。契約に基づいて
しっかりと3月31日で譲渡するべきだといったことを今おっしゃっているんだなということで私は
受け止めますが、先ほどもご説明したとおり、現状をご理解していただきたいと思います。施設の
老朽化が相当進んでいて、今までも申し出を受けてきた事項を先送りしてきました。そのことによ
って施設の不具合が相当出ています。

本来契約書に基づいて町がやるべきことは、修繕等の申し出があればそれに対応しなければなか
った。しかしながら他の事業とのバランスやそういった部分で先送りしてきた時代もありました。
私が令和3年に商工課に移動になってからは今の町の、町長が申し上げた方針に基づいて協議をし
てきた。そういった中で改築というそういった方針が打ち出されたので、それであれば今ここに
お金をかけないで改修に合わせてその部分は改善しましょうということです。ずっと議論を、協議をし
てきたと。こういったことの現状をまず理解していただきたいと思います。

そういったことを考えたら、関口議員さんがおっしゃったように、何もしないで3月31日でこれ
を切って、施設を渡すといったことが行政として妥当かどうかといった部分をまずは判断、議論す
る必要があるのかなと思います。以上です。

（何か言う声あり）

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 施設整備、確かに変更に関しては町が負担することとなっていますので、
これも申し上げてきたことなんだけれども、今までの行政側の対応が今回の事態を招いたって側面
は非常に大きいと思います。それは十分理解しています。

それであれば、じゃあ、なんでそれが最大1億9千万円もの補助金、それは当然そんなこまごま
直してもあれだから建て替えるにあたって補助金にしましょうって方針なんだろうが、なん
でそれが（聞き取り不能）当然甲が負担するのはわかるけれども、なんでそれが施設整備に関し
てですよ。

建物の整備に関して上限1億9千万円になるのか、ということに関して、今の理屈からいっ
たら軽微な変更だけをきちんとやりさえしたら、おぼこ荘さん認めますか。

○議長（千葉 隆君） 軽微じゃないしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 大規模です。

○議長（千葉 隆君） そもそも大規模な改修も含めて、修繕については町が。

- 議員（関口正博君） 大規模修繕。
- 議長（千葉 隆君） 改修といたら新たに建てることを改修。修繕だから。
- 議員（関口正博君） 大規模修繕の町として出せる総額は1億9千万円ということではないんですか。
- 町長（岩村克詔君） 議長、町長。
- 議長（千葉 隆君） 町長。
- 町長（岩村克詔君） 大規模改修、結局おぼこ荘さんは先ほど言ったとおり、改修してくれたらそれは受けるということと、水と温泉は町が未来永劫もって供給してくださいと今言われていますので、これはあくまでも私が見たところというか、今建設課にも見せますが、多分元々小規模の改修ではならないような状況でしたので、大規模改修しなければ駄目だと。ただそれが1億かかるのか改修だから2億かかるかはまだまだ全然想定できないので、あくまでも今度はもし改修するなら予算もつけて設計をして改修設計をして見積もり出して上程するということになると思います。
- 議員（関口正博君） はい。
- 議長（千葉 隆君） 関口さん。
- 議員（関口正博君） ごめんなさいね、何回も申し訳ないです。ということは今回給湯管の損傷、老朽化による損傷、これが27年から言われて、それを直すだけでは済まないということですか。そのほかにいろいろそれらの精査というのは逆に言ったら建設課で調べているとおっしゃっていましたが、それはまだ全ての精査は終わってないんですか。あくまでも建て替えて進んでいたものだからその部分に関しては終わってないってことでよろしいですか。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。
- 議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 関口議員おっしゃるとおり、これまで改修改築で進めてきた経緯もありまして、修繕箇所については相当あるということで町でも把握していますが、それを具体的にどこがというのは、これから調査というか把握するという状況にあります。
- 議員（関口正博君） はい。
- 議長（千葉 隆君） 関口さん。
- 議員（関口正博君） 平成27年におぼこ荘さん側のほうから修繕の申し出があったものを先延ばしにしてきたということですが、それは町側としての把握として、それなんで先送りしてきたのかって理由をお知らせください。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。
- 議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 先ほどもお話させていただきましたが、町の事業相当数ありますが、その事業とのバランス、優先順位それから財源、そういった部分を考慮してきたと。それで簡単な少額の修繕であれば緊急的に対応はしてきましたが、やはり高額を想定される修繕に関してはそういった部分を考慮しながら先送りをしてきたという経緯がございます。以上です。
- 議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。
- 議員（佐藤智子君） はい。
- 議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） 平成 27 年の先送りの部分は総務経済常任委員会にも、もういない課長だからあれですが、総務経済常任委員会に相談してみようってことはありましたっけ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 常任委員会のほうには報告はしていないと思います。というのは、事業者からの申し入れを受けた段階で、町の内部でその部分はまだ保留としていた状況ですので、その部分は報告していないと思います。応急的な対応だけは当然ですが、そういった部分で報告についてはしておりません。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○議員（関口正博君） ちょっとすみません。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） そしたら施設はわかりました。それをもってまたいろいろ検討を僕なりにしてみます。

そしたら今度、外の温泉設備のほうちょっと質問させてください。前回もいろいろ詳細なお話は課長とさせていただきましたが、当初の予定が概算ですが 2 億 4 千万、それから最終的には 3 億 3 千万円まで跳ね上がった。それでこの 1 年間でそれほどの金額が上がってきたことに対して、担当課はですね、当然価格高騰という部分と、その工事の内容等に関する事でそれだけの 40% の値上げに繋がったということですが、前回の委員会の中で元々の飲み水のみ、要は浄水、1 系統のみの施設だったのを、今度は浄水と飲み水以外に分ける工事をさせていただくということも申し上げていた。

それによって僕はそのときに何にも言わなかったけれども、それによって 2 億 4 千万が 3 億 3 千万まで跳ね上がった要因の一つではないかって僕は推測したんです。そもそも現状飲用水のみで対応していたものを、要は雑用水も増やすということは、それだけ当然様々な設備が増えることになるんです。

ですから、そのときか町に申し上げたのは、それはおぼこ荘さんからの要望なのか、もしくは町側の配慮なのかを申し上げただけけれども、その際に明確な答えはなかったですね。だとしたら僕は本当はおぼこ荘さん側への配慮が過ぎるんじゃないかってこともあったんだけど、もし工事の減額を測るのであれば、工事内容に関してももう少し踏み込んだ考え方を持つべきだと思ったんだけど、そこら辺、明確にお答えいただいてもよろしいですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまのご質問ですが、まず認識はちょっと違うのかなと思って聞いていました。それでまずはおぼこ荘さんに配慮といったことが全回も明確にお答えさせてもらいましたが、おぼこ荘さんの要望を全面的に引き入れたというふうに解釈されているのかなと思います。これまでの設備の内容が高価な設備になっています。ろ過方式がマクロ化方式って方式で、ろ過の方法からいくと最高のろ過方式です。これに関してはマクロ化ですので、メンテナンス代が非常に高い。

それから、水を浄化するのに電力を使いますので、エネルギーコストが非常に高い。いわゆるランニングコストが高い状況です。これは行政がこれまでずっと負担してきております。それで確か

にそのまま直さないで使ったらよろしいのではないかってご意見もいただきましたが、そういった長い目で見ますと、その効果がろ過方式は必要ないという町での判断であります。それでその最高級のろ過からランクを一つ落として急速濾過方式って部分を採用して、全てのコストを削減しましょうっていうのが今回のろ過の方式であります。

ですので、これに関しては町がコスト削減を今回のタイミングで図りたいと。こういったことでのご提案でございます。この浄水設備に限らず全面的におぼこ荘さんの配慮したといったことで主張されていますが、それは全く違いますということで誤解しないでいただきたいと思えます。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） その結果が2億4千万から3億3千万に上がったということなの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 金額の部分であります。これも何度もご説明させていただいておりますが、当初2億って金額を出したのは議論をしていただくために私ども事務方がご提示した金額でありますので、設計によってはこれが大きく変わる可能性がありますということが一番最初に説明させていただいて、同じような質問を何度か受けておりますが、その際もこういった同じご答弁をさせていただいているところです。

ですので、この2億が基準となって議論されておりますが、この2億は当初の議論をしていただく、イメージを持っていただくための2億ですってことでずっと説明をしてきているので、これは当然、設計が上がればそれに基づいた金額、確定額、予算額が出てきますので、その段階で初めて把握していただく。ただし金額を議員の皆さんに把握していただくことになるということでご説明してきておりますので、それが1億も上がっているという議論は、それは基準として議論の材料にはならないのかなといったことで思っております。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） それを基に我々は議場で議決ね、採ったんですよね。だからそれを言われたら身も蓋もないのかなって、議会の議決して何なんだろうか、ちゃんとした情報をもとに我々も判断をしないとないにもかかわらず、という部分になっていくと思うんですけども、そこはちょっと腑に落ちるところではありませんが。

あともう一つね、サイクルコストに関しては、これ一民間事業者になるおぼこ荘さんに対する配慮でしょ、これ完全に。町がやろうとしたことはおぼこ荘さんに渡すということですから、一民間事業者に対してサイクルコストまで考える必要はないんじゃないんですか。いくらかでも工事費が安くなるほうがいいんじゃないんですか。何でろ過方式がワンランク下がるにもかかわらず、それほどの高額なものになるのか、基準が町側がそれは曖昧なものだったと言われたら身も子もなくなるんですが、なんでランク下がるのにそれだけ高いものになってしまうのか、そもそもそしたらその設計予算が何なのかになってくる気がするんですけども。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 関口議員さんですね、そのことについてはですね、前回、議員の皆さんから意見をいただいたので、その旨おぼこ荘さんに伝えましたということで、今はですね、おぼこ荘さんの要望としたら先ほどから何回も言っているとおり、温泉と水は町で今までどおり持ってください。改修工事をしたらおぼこ荘さんが受け取りますということでありますので、そこからが今スタートでありますので、また過去に戻るとそのことは今やりませんのでね、ただこれからの温泉と水の維持に関してはまたこれは町でやっていくということになります。

その辺も議員の皆さんからまた意見をいただきながらおぼこ荘と話し合いをして良い方向で、お互い良い方向で再度契約をして引き続きですね、町としてもやっていくとなると思いますので、どうかそれと我々もこのろ過、課長もそうではありますが、ろ過とかそういう部分については素人であります。

あくまでも設計屋さんに基づいて実施設計をやりましたので、その設計屋さんの私も聞きましたが、高いんじゃないかということで聞きましたが、私もあまり理解その辺できませんので、あくまでも設計屋さんがそういう風に出してきたということで理解していただけたらいいと思っていますし、またこれについては今議論してもやりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 整理すると、水と線源については町がこれまで同様に所有し、これからの維持管理も当然町が維持管理費を出すよということでおぼこ荘さんから提案受けてるし町もその方針です。そして残されているのはレクリエーションセンター。日帰り入浴について契約に基づいて修繕をしたいという要望がおぼこ荘さんから前々からあるので、次残した課題について町も修繕の方向でおぼこ荘さんと協議したいという考え方ということ。だからその部分に特化するわけはありませんが、それにいいですよって意見のほうが議員の方が多かったらそういう方向で進みたいんですが、議員の皆さんどうですかということでも今ここにあるんですよってことの理解をしていただけないかってことですね。今、町のほうから提案を受けてるのは。

だから、過去の経過はあるけれども、今のある契約が有効だということ。過去がどうだとかこうだとかではなくて、今の契約に基づけば、それから斎藤さんが言うように、そもそも条例をレクリエーションセンターの条例を廃止したときにも大規模修繕については町が責任を負いますってことで廃止した経過があって、基本の今の現行の契約がありますよ。現行の契約の中にはメンテナンスの部分で若干おぼこ荘さんの負担というものも何か所かあるけれども、改修についてはやりたいということなんですということなので、改修も駄目ですよって言うのであればなぜ駄目なのかってこともこちらで話をして示していかないとないと思うんです。その辺、町側は顧問弁護士さんと契約についての解釈を再確認をした結果、今報告をしているということなんです。

○議員（斎藤 實君） 一つだけ。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○議員（斎藤 實君） 今、説明はわかりました。それで改修の金額はまだ決まってないということですよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 改修の金額については現在まだ確定しておりません。ただ改築する方向でずっと考えてきていたので、相当な内容の改修になるだろうという予想はしています。以上です。

○議長（千葉 隆君） 大規模改修になるであろうって予測があるにしても、行政機関として必要最低限の経費で協議したいって意向はあるということですね。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） もう一つ、結局変な話、補助金を出すと民間なので安くなる可能性があるんですが、それは駄目だということは、町が直して譲渡を受けるということで決まって、そういう話ですので、さきほど言っているとおり、今のレクリエーションセンターは結構大きいんです。

改築するときは、何とか小さくしてギリギリに小さくしてそれで渡そうと思ったんですが、今かなり大きいので改修するにはですね、私はかなりの金額がかかるのではないかって想定をして改築に進んだということも理解していただいていますね、まだ金額は決まっていますが、相当のお金がかかるということでご理解をいただきたいと思います。

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○議員（倉地清子君） 契約期間が延びるということですが、どれくらいの期間ですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約の延長については、想定は今全然ついていません。改修の内容によっては、1年あるいはまだかかるのかもしれませんが、その部分は現在全然想定はついていません。

○議員（斎藤 實君） はい。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○議員（斎藤 實君） 私が心配するのはですね、問題は町民感情もあると思うんですね、それとやっぱりたとえば旅館組合あたりから町長にも議長にも要望書が出ていると、こういうお話も聞きますがきていますか。結局、僕らは町の財産でお金をかけて受けてもらうよということは理解するんですが、ただ、たとえば旅館組合さんあたりは、やはりそういう部分はまだよく理解していないと思うんですね。

だから結局自分たちもある程度改修したりすると言ったら自分たちのお金も出すけれども町でここまで応援してくれませんか。かってきたときには、町としてはどのような考え方で対応。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） あくまでもですね、おぼこ荘の施設については、町の施設ということですので、これは改修したらおぼこ荘さんは受けるということですので、これは改修すると。

ただ、斎藤議員さんからおっしゃった要望についてはですね、きたらまたいろいろですね、ご相談もするというところもあるかもしれませんが、今のところ来てないので、答えるにはちょっと、民間の方々の相談や要望については真摯に受け止めながら予算もありますので、それは相談にのりますということはありません。

○議長（千葉 隆君） 契約の第何条でしたっけ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 現在の契約のですね、第13条に修繕義務とその費用負担ということで定めております。内容はいいですか。

○議長（千葉 隆君） それも読み上げて。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず第13条の第1項については、本物件の維持保全に必要な修繕箇所が生じたときは、乙は速やかにその旨を甲に通知しないとない。第2項は全項の通知により甲が必要と認めた本物件の老朽化、安全対策上必要な修繕や通常の使用に伴って発生した設備修繕の費用負担については随時、甲乙協議のうえ決定する。ただし浄水設備、メンテナンス及び浴槽配水管清掃を除いた消耗品や軽微な修繕に係る費用は乙が全て負担するものとする。

第3項は全項で定める消耗品や軽微な修繕とは、電球・蛍光灯の取り換え及び修繕、ヒューズの取り換え、給水栓排水線の取り換え及び修繕、パッキン・駒等の給水装置の末端に設置される給水用部品の取り換え、これは配管を伴わないものに限るということをいう。

第4項、第2項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は甲はあらかじめその旨を乙に通知しないとない。この場合において乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することはできない。

これが最後です。第5項、修繕は原則町内事業者に依頼することとする。町内事業者で対応が困難な場合はこの限りではない。以上が第3項の規定となります。

○議長（千葉 隆君） ということで顧問弁護士さんにも確認したら改修にあたっては町の責任はあると回答を得たということで今に至っているということ。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 自分に関してはわかっていました。以前なかったものが書き加えられたものですね。

○町長（岩村克詔君） 前のこと言われても。

○議員（関口正博君） だって前にないんですもん。そもそも今までのやり取りは無償譲渡で動いていたものが、令和3年4月ですか、前課長のときにいろいろまとめられたものだと思いますが、この修繕の部分は加えられてるんですね。ですから、こういうところ、これは提示いただいて、その時からあれしていますが、わかっています。大規模改修ではなくて修繕に関しては協議のうえ決めるということの一文ですね。

だから、これが加えられてる27年のやり取りがあって、そういうことがあったんでしょが、これ自体も議会に報告がなかったのは課長も知ってのとおりだと思いますが、これは僕自身はわかっていましたよ。

ただ、これはさっき斎藤さんが言った大規模改修の部分は小牧荘のときのもので資料が見つからない。レクリエーションセンターの。現状の契約がそういう契約になっているということは理解しています。

○議長（千葉 隆君） 逆に前あったことが消えても、今の契約が有効になるから、確かに経緯はあるけれども、現行の契約に基づいてやるしかないって判断をしたということですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 前の契約になかったものが今の契約にあるというご質問ですが、それに関しては契約はそもそも双方の協議によって必要な事項を定めると。それでトラブルのないように書面に落としこむのが契約になります。

それで今の修繕の話であります、確かに前の計画にはないってご指摘は確かにそのとおりだと思います。ただ、この修繕に関しては曖昧なまま続けてきていた経緯があって、それで契約書の中にこの修繕の取り決めを定めたというのが明確にするために定めたというのが定めた経緯になります。

そもそもの話をさせていただきますが、まず貸主は貸している間は修繕義務を負うというのが基本の考え方になります。それは何に定めているかと言いますと、民法に載っております。601条に載っていますので、そういった、そもそもの法律で貸主の義務がありますので、仮にこれになかったとしても、民法では貸主はそういった修繕の義務を負うということですので、それを明確にするために契約書の中に今回謳ったといった経緯がありますので、載っていないので修繕はやりませんって解釈にはならないのかなということでもあります。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○議員（黒島竹満君） さっきから話を聞いてたんだけど、結局まず関口君の言った、直されてるって、前に町のほうに改築とか直してくれていう27年のときから話が出てくる。それなのに文書が書き換えられているというのは、結局そのときにそれこそ直さないとならなくて書き換えられてると思うんだよね。多分ね。

（何か言う声あり）

○議員（黒島竹満君） みんなそう思うべき。27年からそういう話が出ていて、令和2年になって契約書を書き直してるわけだから。誰でもそう思わさる。それと先ほど斎藤さんが言っている売買でないというけれども、この23条の契約書の23条の中に謳ってるんだよね。割賦販売で。割賦販売契約って。これちょっとこの23条ずっと読んでみて。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 割賦販売に関しては、冒頭でご説明させていただいたとおり、弁護士の解釈、確認した結果の弁護士の見解を述べさせていただきましたので、その見解では割賦販売ではなくて賃貸借契約であると。

○議員（黒島竹満君） ここに割賦販売って書いてるべ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） それがすべてです。

○議員（黒島竹満君） だから書いてる。ここに。契約書として。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 答弁してよろしいですか。

○議員（黒島竹満君） 斎藤さんちょっとさっきそういう販売にはなっていないって言ってたから、ちゃんとこれ割賦販売ってことで謳ってるんだから。契約書の中に。だからその辺のやっぱり勘違いというか、どこから聞いたか知らないけれども、ちゃんとこの新しい契約書にも載ってるし、

それから 24 年の契約書にも載ってるわけだよ。ここの部分は。割賦販売ということで。それで 16 年のときに議会にかかって 3,500 万円で売買してどういうわけか割賦になったと。

それは、買主のほうから割賦にしてくれて意向があつて割賦にしたって話を聞いてるんだけど、それで割賦になったって話なんだけれども、本来であれば、議事録を見たらちゃんと 3,500 万円で売ってるって議事録に出てくるはずなんだわ。議会にかかってるから。1 千万円以上の部分については議会議決がいることになってるんだから。

だから、そのときも前に言ったときも 5 千万円以上とかって言ったけれども、5 千万円というのは工事契約だとかの部分。だって 1 千万円以上超えたら、議会議決がいるってことになってるんだよ。だからその辺の結局報告されても勘違いされているような報告をされてるから、だからここまでごたごたしてくてるわけでしょ。最初からちゃんときちんと契約書に基づいて最初のことからの契約書に基づいてちゃんと説明してくれたらよかつたと思う。それがなされないで、それと今それこそ修繕、修繕だってそしたら今初めて修繕の話が出てきてるわけでしょ。最初から修繕がこうやってお願いがきてるけれども、これがあまりにも金がかかるから、これは建て替えでとかっていう話は今初めて出てきてるわけでしょ。最初からちゃんと順序だててき、話してくれたらこんなにもめめることないと思うんだよ。

だから、あとに戻ったりして議会が進んでいかないっていうけれども、それは議会のせいじゃないんだよね。きちんとやっぱり報告されないから前に戻ったりしてるわけで。だからこうやってちゃんとこの契約書見てください。ここにちゃんと書かきってる。これは令和 2 年の契約書だから。町長の時代になってからの契約書だから。

この契約書にちゃんと載ってるんだもん。ここのところに。

○議長（千葉 隆君） だから割賦という言葉は条文にあったとしても、全体の契約は賃貸借契約ですというのが弁護士さんの見解だって。繰り返しになるけれども。限りなく割賦に近いかたちであっても、賃貸契約だっていうことなんだべき。等しいって。契約だからやっぱり法律上賃貸契約というふうにしかならない。

だから、その当時契約の担当者はまだ退職してしまったけれども、その人に任せたこと自体が駄目だとか良いとかっていっても、ちょっと前向きではないと思うので、だからこの法律上現行の契約のうえでどうするかを議会の意見を聞きたいと。

○議員（三澤公雄君） そしたらちょっと賃貸契約だということでしたら、貸しているほうは借主さんに迷惑をかけないようにしなきゃならないってわけでしょ。営業が止まるようなことをしたら駄目なんだから、営業が継続できるように要するに工事期間も営業が継続できるように多少金がかかっても水と温泉は供給できるようにして、休業補償なんか出さないようなかたちもやるってことも考えたほうがいいんじゃないかな。

○議長（千葉 隆君） そういうことを聞かないと判断できないからね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 修繕に関しては、事業者さんの思いは休みたくないって思いです。休むことによってお客さん離れがするというのが事業者さんの思いですので、当然営業を続けていただいたまま改修するのがベストだと思っております。

ただ、改修の内容によってはどうしても休まざるを得ない改修がある可能性がありますので、その部分は致し方ないと思っておりますが、できるだけ営業を続けたままもし改修するならばというような方向で事業者さんとお話する必要があるだろうと思っております。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） そういうのもこの間までの話し合いでは感じられなかったんですね。営業できるように別パイプを用意しておいて、切り替えのときはどうしても営業辞めないとならないけれども、工事期間全てが営業を休業させてまでやらなきゃならないのは行き過ぎだと思うし、こんな話し合いが延びただけでもどんどん日にちが延びていくのも僕たちに対しては町民に説明できない部分としては大きかったのかなって思うんですね。それはこの間までの説明の中ではできるだけ短くってイメージは受けられなかったから。

○議長（千葉 隆君） 回答はいいですか。

○議員（三澤公雄君） いや。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 前回までのお話では、改築ってことでありましたので、どうしても休まざるを得ない状況にありましたが、改修となればさきほどもお話ししたとおり、状況によっては続けれる、状況によっては続けれないって部分が出てきますので、そこは今後そういった部分で考えていく必要があるだろうなと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保健一君） ちょっと事実関係というか整理のために今後のことを教えてほしいんですけども、入浴施設に関しては直したら譲渡を受けると。では浄水と温泉については、お水ということに関しては町民だし町で営業活動するというので、ある程度安全な水を届けるには町には義務があると思っておりますが、ないの。

でも、温泉に関していけば譲渡が終わってしまった民設民営の温泉に対して、温泉を町が町の経費で供給し続けなきゃならないって義務は生じるんですか。使用料払ったとしてもやっていかなきゃならない義務があるのかな。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 温泉の部分であります。今までもずっと町が管理してきて、今回いろいろ条件を協議した中で泉源受けていただけるという回答をいただいていたということ。常任委員会でご報告させていただきましたが、設備の改修がかなわないということで、それであれば現状どおり町で管理をして、それで今までどおり温泉を供給していただきたいって考え方、事業者さんの考え方ですので、そこは町としてはそれでもどうして持つてことにはならないんだらうなってことで考えているところであります。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） 多分、温泉の入浴施設のほうの譲渡が終わってしまったら、水だとか温泉を供給する契約はまた別になってくると思うんだ、そっちはそっちで契約しないとならないと思うけれども、今までの経緯を無視して供給しないとならない法的な義務はあるのかって。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 法的な義務という部分に関しては、今の事案に一括する法律はないと思いますが、これまでの経緯からすると町は引き続き供給していかなければ事業者さんは事業停止になってしまいます。そういうことからすると、現状どおり供給していくしかないのかなと。先ほど町長が申しましたとおり、未来永劫ずっと町が持つて行くしかないという状況に今現在あると。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） それが良いとか悪いって言ってるんじゃないくて、ただ入浴施設のほうはしょうがないとしても、これから温泉については町長の言うように今までのように今までのことがあったからこれからは未来永劫お金を町がかけ続けなきゃならないのかどうなのか、そこら辺は今のニュアンスを聞いたら、まだ弁護士さんには相談していないでしょ、きっと。

だから、多分それは今後おぼこ荘さんと町との話し合いになっても決まってくるんじゃないかなと思うので、そこら辺は我々も一番こんなに長引いていた原因は誰か言ったように、やっぱり町民の目線とか町民の目っていうものが一番気になるし、一民間会社に対してどこまでの便宜を図ることが許されるのかってことになると思うので、そこら辺はやっぱり未来永劫ずっと八雲町でそこら辺は一民間事業者のために温泉施設をお金をかけて守り続けるんじゃないくて、ある程度お互いの納得できる線を探していかなきゃならないかなと思うので、そこら辺は。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほどですね、私話しませんでした、今はとりあえずそういうことは進めなければならないと思っていますし、これから温泉についてはしっかりとおぼこ荘さんと話をし、ある程度の期間を決めるのかどうするか悩んでいるところであります。

ただ、ここであまりそういうのに詳しい話をしてしまうと、おぼこ荘さんと相談をしてないので、課長にはまだ言っていないんですが、内々には何とかもうちょっと我々が未来永劫水と温泉を供給するというのは避けたいって思いはあるので、ただ本当に法律だとか弁護士さんに相談しながらそれが慎重に進めたいと思います。

ただ今ですね、急ぐのは結局今そのレクリエーションセンターがもう使えない状態になるということで、やっぱりそれは町としてやらないとない、さらに当面の間、水と温泉も未来永劫と言いましたが、温泉と水はですね、供給しないとないというのはハッキリしていますので、その辺が今まで議会は先ほど副議長から町の説明が悪かったということであります。

その辺ですね、説明不足といったら大変お詫び申し上げますが、これから何とかおぼこ荘さんも町内の業者でありますので、おぼこ荘さん、関口議員からおぼこ荘さんに良いことしてるんじゃないかって、そうではなくて、やはり町内の業者なのでその辺もしっかりと、おぼこ荘さんは我々と

喧嘩しているわけではないので、しっかりと議論を交わしながら良い方向でこれから契約を持って行きたい。

しかしながら、早急にレクリエーションセンターと、そういうものはやらないとおぼこ荘さんは営業ができないということなので、その辺、議会の皆さんに意見を聞きながら、先ほど言ったとおりですね、何といても予算については議員の皆さんからですね、了承をもらわないと進めない。さらに先ほど言った改修工事もいいだろうってことでないと、また新たにですね、予算を付けて設計費なりその調査費を付けて予算を反映して議会に提案しなければならないので、今その辺をですね、議会の皆さんに認めてもらえたら進めたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 町長ね、何の疑いもないですよ、僕は。そんな良いことしてるって思ってもないし、ただそう思わせるような、あまりにもおぼこ荘さん寄りの決断が多すぎるんじゃないかってことです。ただ単に。

それで、今さっき副議長が言ったように、改修の話だって選択して我々は何も提出されてないし、あくまでも1億9千万、井戸に関しては2億4千万、上限3億3千万で進んできてるんで。だから本当は議論がいたり来たりしちゃって、そういう選択肢というものは示してもらいたかったという思いです。なんもおぼこ荘さんに恨みがあっていつてるんじゃないなくて、過去の様々なやり取りの中で契約も含めて町も大変な作業であったことは間違いないでしょうが、もうちょっと僕は町として毅然な態度が取れなかったのかなって。きっと町長であればすばっと解決してくれるだろうって期待していましたもん。

この鉛川の件に関しては、なんでこんなことをって議員になって一番最初に思ったことですから。この泉源を持つてことが。もうちょっと金額的にも町は毅然の態度で、毅然にやってるかもしれませんが、僕にはそう見えなかった。自分がうがった見方言われたらしょうがないことなんだろうけれども、僕はすごく残念なんです。もっとお互いに良い方法は前の段階にあったんだろうなと考えたときに、ここまで長引いてしまったことは非常に残念でならないです。別に何の疑いもないです。そこはわかってください。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど言ったとおり、自分も多少その建築のこともわかるし、設備のこともですね、少しはわかるつもりですので、あの大きなものを改修するよりは、コンパクトにしたほうが費用もかからないし、それと温泉と水も今渡してしまったほうが担当課もずっと管理もかかっていく、さらに維持費も町で見るとなったら私はお金がもっとかかるだろうということで、最良の提案を商工課と連携しながらおぼこ荘と話し合いして皆さんに提案したということまでは理解してほしいと思います。

今回そういうことでしたので、これからまた前に戻っても今もどうしようもありませんと思っていますので、どうかこれから我々としておぼこ荘さんといろんな話し合いしながら良い方向でまた提案を申し上げて、また議会の皆さんから理解をもらえたらなと今の状況ですので、よろしく願いいたします。

○議員（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○議員（赤井睦美君） 町民の感覚、一町民としての感覚でお聞きしたいんですが、賃貸契約という事で貸している側の貸してるんだからこういう責任があるということが分かりました。借りてる側としては当然ですが借りているお金って払わないといけないのに、全額払ってないけれども、そのことに対しては何にもないですね。

給食費が滞納していて裁判にかけられるとかいろいろなことが金額的に全然違うのに、そういうこともあったし、それから私たち水道代払っていますが、ここは水道じゃない、上水道じゃないって言われたらそれまでですが、マクロ化から1ランク下がった浄水器にしても何億ってかかるわけで、それなら私は水道料って名前が相応しいのかどうか分かりませんが、そういうのは徴収して当たり前じゃないかと私は思うんですね、町民として。

だって、本当に生活保護を受けていても水道代は払わないといけないってあるわけで、町民からしたら賃貸契約だよって、だから何でもかんでもやってあげなきゃならないって、ちゃんとこういうふう書いてるんだからってわかるんだけど、借りている人の責務というか借りた以上は払わないといけない。

今後払うんだよって言われたって、今まで払うべきお金を払ってないところはどこにも数字として載ってなくて、目隠しされてるっていうふうにはしか見えないんですが、そこまでして守るってことにね、やっぱりどうしてかなって気は。私はおぼこ荘大好きですよ、いつもお世話になりますから。

でも、そういうふうに見えてしまう。だからもらうものはしっかりともらって続けて水も温泉も町のものなら何割かは貰うべきだって一町民として思うんですけども、そこは貰っちゃダメなんですかね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 温泉の分湯料と水道の使用料はいただいております。あと貸付料についても計画どおりお支払いいただいている状況であります。

○議員（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○議員（赤井睦美君） 私の聞き違いかもしれないけれども、貸付料。要するに借りているお金が19万って契約だったのが払えないから10万円になって滞納金はまとめてはらうってことですね、そこに対する対応も不明瞭だと思うんですけども。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 平成24年のときの契約だと思うんですが、19万、おっしゃったような金額で当初から計画しておりましたが、それを10万円に猶予したと。

この猶予に関しては金額を改定したという取り扱いではなくて、支払額を10万円にして、そして最後に一括して残った分を払っていただくということで、最終的に払っていただく金額は変わりがないので、その部分は19万から10万円に改定していません。

○議員（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○議員（赤井睦美君） 違う、減らしたとは思っていません。最後に金額としては全部合いますって、ただ滞納していることに対応するやり方が一般の町民の滞納とはずいぶん違うなって。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 滞納ではない。

○議長（千葉 隆君） 今の関係については、不明瞭じゃなくて、そもそも議会に報告してなかったから、そのこと自体はもっと悪いということで総務経済常任委員会で総括しているんです。その報告しなかったことについては課長が謝罪しているということで、不明瞭だったらまだ議論できたんだけど、もっと悪くて報告もしてなかったということだったんだよね。

だから、いろいろな思いや意見がありますが、ただ町側も修繕といってもいくらだろうとかか確定した部分も協議してないからわからないわけですよ、現状。

それで議会として今この状況でどうしたらいいかっていうことなんだけれども、だからといって今お聞きしたようにいろいろな意見があったり、またぞろ前に戻る考え方を示してる人もいるし、なかなか一つにはまとまらない部分もあるので、一定程度おぼこ荘さんと協議してもらって改修に向けてね、そういう案を町が持ち得るといえるか、持ってきた段階でもう一回報告を受けてどうするかって部分をしないと、だっっていくらかかるかわからない。

それと3月31日に契約が切れるわけですから、その契約をどうなるかって判断もしないとなんてことは時間がないし、改修するにいたっては絶対契約を延長するか新たな契約をするかっていう選択もしないとなん。駄目なら駄目で一度はおぼこ荘さんと町で協議しないとなんともあると思うので、どうでしょうか皆さん。今どういうふうな対応をしたらいいかさ、今退席してもらって協議することもあるけれども、おそらくいくら改修費になるのかもわからない中で協議のしようもない部分もあるし、だから一定程度、町とおぼこ荘さんで契約に基づく範囲の中で改修について、改修するとしたらどの程度のどの規模の部分で改修するのかっていう部分がある程度話し合う機会を与えるというわけではないけれども、機会を作ったほうがいいのか。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） 途中で27年から修理を頼まれている部分があるということで、もう既に改修しなきゃならない場所って伝わってきてるでしょ。ありますよね。それをやっぱり一つ聞いておきたいという思いはあります。今このまま改修ありきでどうぞ協議してくださいってやっちゃうと。

○議長（千葉 隆君） 平成27年度段階でどの程度の改修の申し入れがあったかを教えてほしいと。

○議員（横田喜世志君） 段階じゃなくて、今まで改修しないで放ってきてるから。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） だから要はそうなんだけれども、まだいくらかかるかっていうのは、どこの部分を直すというのが不明瞭なら、いつまで経っても不明瞭だからそういうことも含めて一旦おぼこ荘さんと開始に向けて話をする機会を設けたほうが、設けないとニュアンス違うというより出せと言ってもどこまでどういうふうに直すか今の段階でわからないわけだから。

（何か言う声あり）

○議員（黒島竹満君） こういう部分を直してくれとあって話はあったんでしょ、27年のときから。

○議員（横田喜世志君）　なんかおかしい話。修繕を言われてて、それを直さないでやってきてる。今町長がさ、応急処置はしてるって。

○議長（千葉　隆君）　当面言われてる主だった部分は言えるしょ、箇所だけは。ただそれが追加される場合もあるということ。

○町長（岩村克詔君）　議長、町長。

○議長（千葉　隆君）　町長。

○町長（岩村克詔君）　結局、古い建物なので、おぼこ荘さんは改修してくれっていうわね。でも、我々としたらあまり改修等にお金がかかるので、応急的に直しながら、どんな家でも騙しながら使ってきたのが現状で、大規模に改修しないとないって意識はあったけれども、それに対してのお金の出し方をしてなかったってこと。

ただ、横田議員さんおっしゃっているとおりですね、そのときに計算しておけばよかったんじゃないかってこともあるけれども、それにしても予算付けで設計しないとわからない部分があるので、ただおぼこ荘さんの言うことを聞きながらでも何とか応急的にやってきたのが現状だってことを理解していただけたらなと思います。

○商工観光労政課長（井口貴光君）　議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉　隆君）　商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君）　商工観光労政課ですべてではないんですが、把握している、自分たちが把握していること、内容をお話させてもらいますが、先ほど議長がおっしゃったように、これ以外のものもこれから調査するので、出てくる可能性があるということも含めて、追加になる可能性があるということですが、お話させてもらいますが、11月9日の総務経済常任委員会の資料で、資料の2で譲渡した場合としない場合の想定を比較した表を皆さんに参考としてお渡ししておりますので、そちらを見ていただければイメージがつくと思うんですが、この中にたとえばですね、給湯設備改修、今回の交渉になっている給湯設備改修、これはあくまでも商工観光労政課が想定した金額です。

これは、資料にもそういうふうに記入しているので、確定額ではないということを申し上げますが、それでいくと2,990万円、これは給湯と配管も含めてです。ただしこれはあくまでも私たち事務方が想定した金額です。こういう内容だとか内風呂外風呂の配水管、流すほうの管、これの改修、これに360万円、これも私たちの想定金額ですが、もう一回積算したらこれより上がると思います。そういった資料を11月に出しておりますので、その中でイメージをしていただければなど。

○議員（大久保建一君）　何番かいて。入浴施設は何番何番って言って。

○商工観光労政課長（井口貴光君）　資料のですか。入浴施設は6番で、今の給湯は5番に入れています。ポンプは計画的になっているのでポンプは別として浴室の二重構造の窓の改修だとかも含めていろいろ入っています。

○議員（大久保建一君）　タイルでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君）　はい。照明もあります。そういったものを諸々改修して合計でって金額が入っていますが、これ大規模改修も含めての金額ですが、ここでお示した金額は6億7,566万5千円です。

○議員（大久保建一君）　ただこっちは温泉も入ってるでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） これは温泉も設備も入っています。温泉だけですね。設備は全面改修することでこのとき進んでいましたので、

○議員（大久保健一君） 入ってるよ。温泉掘削工事2本とかも入ってるから。

○商工観光労政課長（井口貴光君） そうですね。

○議員（大久保健一君） それで維持管理経費25年も違うし。

○商工観光労政課長（井口貴光君） これは25年間想定した中での参考資料としてお示ししていますが、これだけかかりますよというような資料を示させてもらいました。

○議長（千葉 隆君） だからいずれにしても今ここで確定額でないということ。だからある程度どこを直してほしい、どこまでやるという必要最低限の改修にと止める方向で町も協議するだろうし、おぼこではこういうところ直してほしいというのがあるけれども、そこをそういう協議をしてもいいというふうに皆さん一時それでいいというのかどうか。それとどうしたらいいか、それが駄目だって言うならどういう案が良いのかを示してほしい。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） なんかこのまま渡すとですね、青天井になりそうな気がするんですね、お互いの協議の中でね。そういうわけにはいかないと思うので、そのさっきの資料だって25で割ったら1年の分ってそんなに多くならないと思うんですね、だから上限を決めたほうがいいんじゃないのかって。なんか1億9千万にしたいんじゃないの。

○議長（千葉 隆君） 算定したら1億9千万以上になるかもしれないし、それより少なるかもしれないし、その中で全部3億もかかるなら1億9千万のが安くなるって判断するかもしれないし。

○議員（黒島竹満君） そうやっていうならあとは議会で議員の人たちが今後どういう中で進めて行くのか、それともここでそれこそ町に任せちゃうのかという部分を町で任せたって金出すのは議会にかけないとなんだから、そういうわけにはいかないから、ここで今それを出すのは無理な話。だから議員のまた全員協議会で話し合いして議会のほうの意向というか考え方を出してやったほうがいいんじゃないの。

○議長（千葉 隆君） それでもまとめれないから、議会が執行権の中で提案するものじゃないのさ、本来。だからそういう案が駄目だっていうのは否決する権利はあるし、それは合議していいって部分はあるけれども、やっぱり提案するのは基本はおぼこ荘と協議をした中で提案するのは行政の行政責任だと思うので、その提案する中身が今いくらなのよ、どうなのよってことが分からないから、議会としては答弁できないからさ。回答できないわけだから。

○議員（黒島竹満君） 回答できないといっても議会の考え方というのは、こういう考え方だっていうのは出せるわけでしょ、それをさ、今後これからみんなの話を聞いて、そしてみんなからどういうふうにしるかという部分をこの進め方として出す。

だから、こういうふうにしてくれってこれだけの金額でやってるって提案はできる話じゃないから。だから進め方を今後どういうかたちで進めていくとかって部分の方向付けくらいは議会でやったっていい話でしょって。じゃなかったらいつまでたってもまた出てきてまた戻して出てきて戻してって話になっちゃうわけでしょ。

○議長（千葉 隆君） だから進めるときに案がないと進め方、協議のしようがないでしょ。

○議員（斎藤 實君） ただ、黒島さんわかるけど、執行権は議会にないからそちらのほうだからそのところをどこまで議会が踏み込めるかといったら、やっぱり一定の線は大事にしていかないと。

○議長（千葉 隆君） でもそれで駄目だったら駄目で、みんなの議決権があるわけだから、それはそれなんだけれども。

○議員（黒島竹満君） それを行ったり来たりするより、議員としてはこういう方向付けにしてるからこれでどうだってことくらいは言えるわけでしょ。これだけの金を使ってやれとか、こういうふうに直せって話じゃないんだから。

○議長（千葉 隆君） だからそれを方向ってどういう。

○議員（黒島竹満君） だからみんなで話し合いして決めればいいでしょって。

○議員（佐藤智子君） （聞き取り不能）

（何か言う声あり）

○議員（斎藤 實君） やってしまったら今後の議会運営に響くよ。行政は行政の責任のもとに、今の雰囲気を知ったらある程度。

○議員（大久保健一君） 高くなるのにいいものはできないんでしょ。全部改築するよりはいいものにはならないって。1億9千万以上かかって現状を直すだけだから。

○議員（黒島竹満君） だって今の状況ではそれで良いいってことになってるわけでしょ。それでいいってことになってる契約なんだから。

○議長（千葉 隆君） 理事者がいうのは改修をしてもいいって契約だってことを話してるんだよ。そしたらだからそれが駄目なら駄目な、それが駄目だってことを立証しないとないわけさ。それを協議するうえでは。それは現行上、町有財産の改修は町にあるってことだから、それがどういふかたちで金額やそれが妥当性があるのかは行政がおぼこ荘と協議をして妥当な案を作って、それが妥当と思ったら議会は認めたらいいし、そもそも駄目だったら最初から駄目だってそのときに主張して駄目だってやればいい。

○議員（黒島竹満君） 駄目だって言えないしょ。そういう契約になってるんだもん。契約書が。
（聞き取り不能）

○議長（千葉 隆君） それであればなおさら改修してもいいってことで協議してもいいんじゃないの。

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○議員（倉地清子君） 義務があるって町のものだから、だからしなきゃならないってことだから、金額を言わなくともするのが当たり前の話だってことですね。言い方はちょっと改修工事をつていうことなんですね。

○議長（千葉 隆君） だから今協議しちゃえば契約どおりやってくれて議会在言うことになるから。

○議員（斎藤 實君） そうじゃないって。

○議長（千葉 隆君） そういう議会で休憩挟んで議会在立つちゃうと契約どおりにやってくれて提案しているのが議会在なるから、そうじゃなくて執行権の執行機関は理事者なんだから契約書に基づいてやりますって案を議会在かけてそれを判断するのが議会在だから。

- 議員（斎藤 實君） 手間暇かかるけどやむを得ないのか。
- 議長（千葉 隆君） それじゃないといくらなんだとかって逆に明確じゃない部分もあるし協議しないと。どうですかね。
- 議員（斎藤 實君） そういう考えでいいと思う。
- 議長（千葉 隆君） そのことも含めて全員で話しますか。まずはその方向性でいきたいと思いますが、ちょっと時間貸してください。
- 町長（岩村克詔君） 議長、町長。
- 議長（千葉 隆君） 町長。
- 町長（岩村克詔君） これからももしそういう方向性が出たときにですね、是非我々としても少し急ぐものですから、前に戻らないようにしてやって、前のこといろいろあったら我々も設問不足とかお詫びを申し上げましたが、また前に戻ってしまうとなかなか進みませんがその辺はよろしくお願いたします。以上です。
- 議員（黒島竹満君） それは契約書に基づいて精査させてもらうからさ、こっちも。今は町側からは契約書に基づいて今話ししてきてるわけだから、議会にもこの契約書を精査しながら判断するってかたちにさせてもらう。前に戻るとかって話に、そこで約束しちゃったらこの契約書の前に戻れなくなるから。

（何か言う声あり）

- 議員（黒島竹満君） 契約書を精査しながらなら前に戻らないとないことも出てくるかもしれないんだよ。だからそれは前に戻らないようにっていう町長の今話しだけでも、そういうわけにもいかないんじゃないの。だから令和2年の契約書に基づいて。
- 議長（千葉 隆君） 町長の言ったお話は町長の希望ということで留めていきたいと思しますので、基本には現行の契約を基本にということでもよろしいですか。

（「はい」という声あり）

- 議長（千葉 隆君） では、まずは退席してもらって。
ちょっと10分間休憩いたします。55分に再開いたします。

<<休憩>>

<<再開>>

- 議長（千葉 隆君） 先に進めてほしいという申し出もございましたので、再開したいと思います。

意見というか、今までの今日の経過をまとめると、まずは水源と泉源については、これまでどおり、町が所有をして使用料等の負担はしてもらうけれども、それ以外の保守維持費については町が行うと。

ただし、そこの部分についても分離した契約になるので、いかに町が負担にならないかというのは考慮しながら再契約したいというのが町の意見。それで、そこはそこで協議してもらうことで分けて考えたらここについてはいいですか、みなさん、町の考え方については。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） それで残されたのは今までの経過、それから説明、納得はいかないところは多々あるにしても、現在の3月31日までの残された少ない契約期間の中で、早期に残された部分についてもある程度の結論を出さなきゃならないと。

そのうえで現行の契約に基づいて補修というか修繕の対応をしなければならないという顧問弁護士さんのアドバイスに基づいておぼこ荘と町がその工事の中身、金額、箇所について協議をすること、そして協議の内容が整ったら町側で議会に提案するというふうな流れで、当然提案されたときにこういう修繕をすると、あるいはこういう金額ですよというものを示してもらわないと。

それについては、ここがどうだ、ああだとかできないとかいいとかってというのはそこでまた議論したらいいと思うので、まずは現行の契約に基づいておぼこ荘と町が協議をしてどういう案を持ってくるかわからないけれども、町が議会に提案する、ひとまず提案してもらおうということでしょうか。

○議員（宮本雅晴君） いいんじゃないですか。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） それを聞いてからまた議論をする。あくまで議会のほうから提案することにはならないし、協議をする対象じゃないから。それでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） その旨、町のほうにお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○議員（黒島竹満君） このまだ契約書に戻るんだけど、本当にこの契約書の中でそれこそ修繕を本当にこっちが町が全面的にやらないとならないのかどうなのかはわからないわけでしょ、ただそっちから言ってくるだけで、それをきちんと調べないと、本当はこれ協議してやることになってるんだよな。甲乙協議のうえって書いてるから。だからどういう協議をして町とそして最終的にそれだけの維持費だとか経費がかかった場合は、あとで請求できることになってる。

契約書の中には。この契約書の中を読んでいくと、その第6条かな、ここに結局経費がかかったときにその経費は特別の経費もそうなんだわ。この特別経費っていうのはおそらく建物のことだと思う。ここがわからないんだよ。

ここの部分を結局維持費があまり町のほうでかかるのであればね、それこそかかった分は請求できるように書かきってる。だからこういうところだってちゃんと本当にその町の言うとおりの、町の顧問弁護士の言うとおりの、本当にやらないとないのかどうなのか、ここがあやふや。

○議員（斎藤 實君） さっきだから聞いてくださいってことなのさ。

○議長（千葉 隆君） だから契約に基づくわけだから、副議長のいうことも含めて、町の主張も契約に基づいてだから。だからどっちの意見が契約に基づいてるかってことも、これ残してるんだわ。ただ町側は顧問弁護士に相談してる。そしたら副議長のいうように契約に基づいてるから、契約に基づいて提案してくることに對して、こういう契約の解釈は自分としてはこういう解釈してるから、今回の返しは駄目ですって意見を次の機会に述べてもいい。だからそれはどちらにしても案を。

○議員（黒島竹満君） そのために契約書見ながら精査させてくれって。聞いたってすぐに判断できる話じゃない。

○議長（千葉 隆君） いずれにしても現行の契約に基づいて協議してくださいって言うてるから。だからその解釈はさ、どういうふうに解釈しているのかはまた副議長のいうように、副議長の中ではまだ理解できない部分もあるから、そういうこともある程度自分たちで勉強していかないと。

○議員（斎藤 實君） 時間の無い中でだよ、せっかく町長来てるんだから、聞くべき時は腹を割って聞かないと、いつまで経っても堂々巡りだよ。こういうことやったら。だから聞くときはきちんと聞かなきゃ。

○議員（黒島竹満君） 次に出てくるまでにこういう部分もちゃんと調べておかないと駄目だべってことを言うてるんだよ。

○議員（斎藤 實君） そしたら我々はどういうふうにするの。顧問弁護士さんでも呼んで勉強会でもやるよりない。素人の我々があぁだこうだって勝手に判断したって。

○議員（能登谷正人君） はい。

○議長（千葉 隆君） 能登谷さん。

○議員（能登谷正人君） 俺は素人でもなんでも要するに議会議員として、町民から負託されてここに来てるんだから。この14人が発揮した力を出せば、それが町の法律になっていくんだから。さっきも言ったけれども、提出してくる行政側を本当に信頼できるかできないかの問題。

だから、普段の態度を見たら、こういうことを言ったらいけないんだけど、そこに議会議員としての判断を持つべきだと思うんです。今も見せてもらったけれども、はじめて勉強で見るとは、やっぱり信頼関係、なんか崩れてきちゃっている気がしてならない。

だから、何でもイエスマンの議会なら駄目だと思う。やっぱり14人が議論してそれはそれでいいってことを言ったり、それじゃあおかしいって、じゃあ民間で頑張っている業者はいっぱいいるのにどうなんだって、落部の温泉のところだって個人で水道引っ張ったり井戸掘ったり。

○9番（牧野 仁君） 水道は町水道。温泉のお湯だけ自分で掘って使っています。

○議員（能登谷正人君） それでも個人でやって、だからうちの親戚のところ個人で皆、井戸掘って、水道そしてお湯も引っ張ってきてる。

ただし、1年に1回か2回保健所まで水持って行かないとない。検査に。それはそれでやむを得ない。だから随分熊石の場合は遠いからは距離があるから、それはあまり無茶できないと思いますから。

ですから、個人で井戸掘ったりそういう施設をやっているところがあるんだから、やはり行政側もですね、ある程度いくら委託してやってもらったかもしれないけれども、その辺は行政側もきちんとやっぱり物事考えて出してきてほしいなって思っています。

○議長（千葉 隆君） ただ、今の現状は町側ではまとまった提案する事項はないんだわ。今の段階で。そして逆に言ったら議会で案持ってこいってかたちになるから。そうじゃないでしよって。まずは信頼関係を構築するためにはこういう法律な法的な根拠を基におぼこ荘と協議をして、理事者の案としてこういう部分を持ってきてほしいってことを今頼むだけの話で、このままいけば何も無いんだから。

それで議会で議論してくれって案を作ってくれってなるのさ。だからまずは町のほうで案を持ってきて、それについては次回としては契約に基づいて判断をするということによろしいでしょうかってことです。よろしいですか

(「はい」という声あり)

○議長(千葉 隆君) そしたらそういうことで町側にお伝えして、いかに町民の代表たる議員の皆さんが納得できる案を持ってきてくださいってことでお伝えいたしますので、よろしくお願いたします。

○議員(能登谷正人君) 一人でここに来てるんじゃないよって。14人全部。

○議員(大久保健一君) これでもし改築ではなくて修繕とか改修って言い方していましたが、要は現状施設を直した程度で、前よりお金がかかってしまって、我々が一番反対した理由というのは多分こんな金額だと納得してもらえないってことで反対したと、皆さんそれぞれ反対したと思うんですが、それでも認める感じですか。もし万が一たとえ。

○議長(千葉 隆君) それも含めて協議するしょ。相手だって今更改修なんてしてもらいたくないってことは改修したらまた営業補償も出てくるから。改築になったらね。

○議員(大久保健一君) 改築は完全になくなったんでしょ。

○議長(千葉 隆君) なくなった。だから改修方向でいくけれども、費用がどれくらいかかるかはわからないと。でもできるだけ必要最低限の改修する方向で町側は協議するけれども、双方の協議がまとまらないと議会には提案されないってこと。

○議員(佐藤智子君) 話し合いによって、ひらたさんが2割出して町が8割とかはあり得ないんだね。

○議長(千葉 隆君) それも含めてどういうふうにあがってくるかは、その案になるか、どういう案になるかは今のところは予想がつかないというのが現状。

○議員(黒島竹満君) だって100%改築だとか修繕は町が持たないとなんて書いてないんだから。

○議員(佐藤智子君) 100%とはね。

○議長(千葉 隆君) でも普通借家を民法上からいったら貸している人が改修したときに借りている人に家賃を●●して金出せって言うかどうかが民法上の常識だから、その辺は理解して対応してください。

○議員(黒島竹満君) ただそこに結局割賦販売ってところがあるわけさ。言ってるからね、あくまでも借家で貸している話じゃないから。売ったお金を割賦販売にして家賃収入としてるわけだから。だからそこにその言うとおりにたかんだ100%こっちが持たないとなんて話にもならないと思う。

○議長(千葉 隆君) だからそれをそういうことを言いだしたら要するに退職した職員にそんな重要な契約をやらせてること自体間違ってる。そこまでいっちゃうから。

○議員(佐藤智子君) 残ってるのはいつまで払えとかはまた契約するの。

○議長(千葉 隆君) それもまだわからないから、それをわからない中で議会でこういう案にしようとはならないでしょって。とにかくまずは理事者が協議してどういう案を持ってくるか、理事者と執行権の中で提案するのは執行者の責任じゃないのかって。だってなんぼどこをどういうふうに直すかも最終的にそれに基づいてどういう契約、再契約するのか延長するのかもまだ全然わか

らないんだから、まずは責任を持って出してくださいって。その上で能登谷前議長が言ったように町民の付託を受けた議員としてしっかりと判断させていただきますって。

(何か言う声あり)

○議長（千葉 隆君） それでは今日の全協はこれで終了させていただきます。

[閉会 午後 3時12分]